

## 統計委員会部会設置内規（案）

平成 19 年 10 月 5 日

統計委員会決定

改正 平成 19 年 10 月 29 日

改正 平成 20 年 11 月 10 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項
産業統計部会	農林水産、鉱工業、建設、公益事業、通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス及び流通統計並びに環境統計に関する事項
企業統計部会	企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計並びに財政及び金融統計に関する事項
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項